

子子発 1124 第 1 号  
社援保発 1124 第 1 号  
障企発 1124 第 1 号  
老推発 1124 第 1 号  
老高発 1124 第 1 号  
老振発 1124 第 1 号  
老老発 1124 第 1 号  
平成 29 年 11 月 24 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長  
厚生労働省社会・援護局保護課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長  
厚生労働省老健局高齢者支援課長  
厚生労働省老健局振興課長  
厚生労働省老健局老人保健課長  
( 公 印 省 略 )

土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について

標記については、別添資料「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日付 27 文施企第 19 号、科発 0820 第 1 号、国水砂第 44 号。別添 1）等により適切な対応をお願いしているところです。

このたび、土砂災害対策に関し、

- ① 土砂災害のおそれのある箇所における要配慮者利用施設の新設計画が把握された場合に、建設申請者等への土砂災害に関する必要な情報提供と計画検討の要請が適切に行われるよう、累次の連名通知で求められた必要な対応について、都道府県及び市町村の民生主管部局に周知徹底されるよう措置する旨、
- ② 要配慮者利用施設の立地状況等に係る関係部局間での連携強化をよりいっそう推進する必要がある旨、

総務省行政評価局より勧告（平成 29 年 5 月 26 日付総評総第 117 号。別添 2）がなされました。

については、改めて同通知の内容を確認し、関係部局の情報共有等により一層緊密な連携を図るなど適切な対応をお願いします。

また、各都道府県民生主管部局においては、都道府県内の各市区町村（指定都市及び中核市を除く）関係部局へ本通知及びその内容について徹底を図られるようお願いいたします。